

## 総務文教委員会記録

### ○開催日時

令和3年9月9日 午前9時59分～午後3時20分

### ○開催場所

第3委員会室

### ○出席委員（9人）

委員長 中 島 由美子  
副委員長 屋 久 弘 文  
委員 川 添 公 貴  
委員 新 原 春 二  
委員 森 永 靖 子

委員 徳 永 武 次  
委員 坂 口 健 太  
委員 山 元 剛  
委員 山 中 真由美

### ○その他の議員

議員 瀬 尾 和 敬  
議員 塩 田 耕太郎  
議員 成 川 幸太郎  
議員 森 満 晃

議員 阿久根 憲 造  
議員 犬 井 美 香  
議員 坂 口 正 幸

### ○説明のための出席者

総 務 部 長 田 代 健 一  
総 務 課 長 橋 口 堅  
秘 書 室 長 山 元 一 将  
文 書 法 制 室 長 久 米 道 秋  
財 政 課 長 鬼 塚 雅 之  
財産活用推進課長 奥 平 幸 己  
税 務 課 長 佐 多 誠 一  
収 納 課 長 山 口 隆 雄  
契 約 検 査 課 長 園 田 克 朗  
危 機 管 理 監 佐 多 孝 一  
防 災 安 全 課 長 堂 元 光 信  
原子力安全対策室長 祁答院 欣 尚

企 画 政 策 部 長 古 川 英 利  
企 画 政 策 課 長 上 戸 理 志  
行政改革推進課長 東 田 幸 一  
地 域 政 策 課 長 下 蘭 伸 一  
情 報 政 策 課 長 福 元 昭 宏  
広 報 室 長 川 床 和 代  
ひとみらい政策課長 入 枝 哲 也

会 計 課 長 西 元 哲 郎

教 育 部 長 上大迫 修  
教 育 総 務 課 長 大 濱 浩 一  
学 校 教 育 課 長 玉 利 勝 美  
主 幹 吉 永 義 郎  
社 会 教 育 課 長 松 田 啓 美  
文 化 課 長 堀 切 良 一  
少年自然の家所長 南 竜 治  
中 央 図 書 館 長 尾 寄 菊 一

選挙管理委員会事務局長 坂 元 久 徳

監 査 事 務 局 長 茶 圓 勝 久  
公平委員会事務局長

議 会 事 務 局 長 道 場 益 男  
議 事 調 査 課 長 川 畑 央

### ○事務局職員

事 務 局 長 道 場 益 男  
議 事 調 査 課 長 川 畑 央

課 長 代 理 前 門 宏 之  
主幹兼議事グループ員 上 川 雄 之

○審査事件等

| 付 託 事 件 名                                                                        | 所 管 課                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 社 会 教 育 課<br>( 中 央 公 民 館 )<br>中 央 図 書 館<br>少 年 自 然 の 家 |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>議案第 9 4 号 財産の取得について<br>(所管事務調査)                | 教 育 総 務 課<br>学 校 教 育 課                                 |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 文 化 課                                                  |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 総 務 課<br>秘 書 室                                         |
| (所管事務調査)                                                                         | 文 書 法 制 室                                              |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 財 政 課                                                  |
| (所管事務調査)                                                                         | 財 産 活 用 推 進 課                                          |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 税 務 課<br>収 納 課                                         |
| (所管事務調査)                                                                         | 契 約 検 査 課<br>防 災 安 全 課<br>原 子 力 安 全 対 策 室              |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 選挙管理委員会事務局                                             |
| (所管事務調査)                                                                         | 会 計 課                                                  |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 公平委員会事務局<br>監 査 事 務 局                                  |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>議案第 9 3 号 薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を定めるについて<br>(所管事務調査) | 企 画 政 策 課                                              |
| (所管事務調査)                                                                         | 行 政 改 革 推 進 課                                          |
| 議案第 7 3 号 財産の無償貸付について<br>議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)              | 地 域 政 策 課                                              |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | ひ と み ら い 政 策 課<br>情 報 政 策 課                           |
| (所管事務調査)                                                                         | 広 報 室                                                  |
| 議案第 8 3 号 令和 3 年度薩摩川内市一般会計補正予算<br>(所管事務調査)                                       | 議 事 調 査 課                                              |
| 発議 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について                                      |                                                        |

△開 会

○委員長（中島由美子） それでは、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付の審査日程により審査を進めます。

今のところ傍聴の申出はありませんので、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△社会教育課の審査

○委員長（中島由美子） それでは、社会教育課の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、議案第83号令和3年薩摩川内市一般会計補正予算を議題いたします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（松田啓美） 令和3年度第10回補正、予算に関する説明書の54ページとともに、令和3年度第10回、補正予算の概要の8ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費、事項、社会教育管理費425万円の増額は、令和3年5月の人事異動に伴う給与費等の増額補正であります。

次に、3目公民館費、事項、中央公民館費121万7,000円の増額及び事項、地域公民館費571万7,000円の増額は、いずれも新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るため、中央公民館及び各地域公民館のトイレ等の水栓を自動水栓に取り換えることに伴う増額補正であります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

△中央図書館の審査

○委員長（中島由美子） 次は、中央図書館の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子） まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（尾寄菊一） 予算に関する説明書の54ページをお開きください。

10款5項4目図書館費で、人事異動に伴う職員給与費の調整による増額と、55ページにあります14節工事請負費は、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図るための、トイレ手洗器自動水栓化事業と空調システムの冷却水ポンプについて、本年の保守点検時に異常音の発生が確認され、緊急の取替えが必要との指摘に伴う冷却水ポンプ取替工事、そして図書館1階の児童図書コーナーで雨漏りがあることから、窓のサッシの改善工事の3件について増額するものであります。

○委員長（中島由美子） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、中央図書館の審査を終わります。

---

△少年自然の家の審査

○委員長（中島由美子）次は、少年自然の家の審査に入ります。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（南 竜治）会計予算に関する説明書、第10回補正予算書の55ページをお開きください。

10款5項6目少年自然の家費における補正予算額は、少年自然の家管理費を増額するものです。

内容は、職員の人事異動に伴う人件費の増、コロナ感染症防止対策による少年自然の家宿泊等のトイレ洗面器等自動水栓化事業のための工事請負費及び食堂厨房の作業効率化を図るための備品購入費の仕様変更に伴う経費です。

下段、少年自然の家事業費の減額につきましては、コロナ感染症予防対策により実施できなかった事業経費によるものです。

歳入についてはございません。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）何も無いのもいけないので、現状、休館という感じになっているんですけども、今の職員の動き、どのような作業をされているのか。予約が今現在入っているのか、将来11月、12月、令和3年度まで、予約の状況というか、そういうのはどうなっていますか。

○少年自然の家所長（南 竜治）お答えいたします。

新型コロナウイルスの影響によりまして、昨年度もそうだったんですが、本年度も、例えば5月連休明けからの1か月間ほど、そしてまた、今回、緊

急事態宣言まん延防止等措置を受けまして、主催事業等を一部中止にしたり延期したりしております。

また、特に小・中学校、義務教育学校等の集団宿泊学習に関しましては、市の、あるいは県、国の状況を踏まえまして、各学校に中止、または延期のお願いをしていることもございます。

ただ、子どもたちにとっても非常に有意義な、大事な行事でもありますので、学校に対しまして意向調査を行いまして、これまで実施できなかった学校につきましては、2学期以降に再度計画を入れまして、現在調整が終わりまして、希望する学校には2学期を中心に受入れを行う体制であります。

また、主催事業につきましては、やはり状況によりまして中止するもの、あるいは実施できるものに対しましても、これまで、例えばフェスタとか、そういう不特定多数の方が楽しんでいただいたものも、こういった状況ですので、全て完全予約制にした上で、時間を短縮したり人数を減らしたり換気等を行うなど、万全の対策を講じた上で実施と、そのような状況になっているところです。

○委員（新原春二）今、お客さんが少ないという状況の中で、環境整備等が重要な職務になってくるとは思いますけども、また、開設されたときの対応をまたきちんとやっていただいて、今もきちんとした対策を立てていらっしゃるって、また、今まで受講できなかった方のフォローもされているということですので、ぜひそこ辺を十分対策を立てていただきますようお願いいたします。

ありがとうございました。

○委員（森永靖子）食糧費、賄い材料費等も出てますが、コロナ禍のときでありましたので、昼・夜の利用者は何人ぐらいだったんでしょうか。

○少年自然の家所長（南 竜治）すみません、今ちょっと手元にその正式な数というものは無いんですが、利用団体及び利用人数につきましては、もちろん令和元年度と比べますと、令和2年度、令和3年度と減少はしております。

おおよそで言いますと、7月までで大体、従来の期間の4分の1程度となっております。ですから、今、8,000人程度です、年間の見込みが。そのようになっておりますが、今後の状況によって、更に減る可能性もありますし、昨年度の今時

点よりは人数は若干多いんですが、もう例年と比べますとかなり厳しいです。

ただし、先ほど新原委員からもございましたが、例えば、どうしてもニーズが高いものにつきましたは、安易に中止するのではなくて、延期等するなどして、なるべく自然の家としての機能を果たすように努力はしているところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

#### △教育総務課・学校教育課の審査

○委員長（中島由美子）次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（大濱浩一）まず、歳出について説明いたしますので、補正予算書の50ページを御覧ください。

10款1項1目教育委員会費の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました会議や研究会への出会旅費等を減額するものであります。

同ページの下段、2目事務局費の減額は、説明欄の1項目、事務局管理費におきましては、4月の人事異動に伴う人件費の調整によるものと、中止となりました会議の出会旅費等を減額するものであり、2項目の奨学育英事業費は、寄附金の受

入れに伴い、特別奨学基金積立金を増額するものであります。

51ページを御覧ください。

10款2項1目小学校管理費の増額は、4月の人事異動に伴います人件費の調整と文部科学省通知に基づく学校内の機器点検の一環としまして、屋内運動場の照明器具の点検等に要する委託料を増額するものであります。

同ページ、2目小学校教育振興費は、実績見込みにより、スクールバス運行业務委託料を減額するとともに、各教室で使用しております大型提示装置——50インチのテレビなんですが、大型提示装置の更新に係る備品購入費を増額するものであります。

一番下の段落の3目小学校建設費は、避難所でトイレが設置されていない屋内運動場への、トイレ整備費用を増額するものです。整備箇所は川内小学校・上手小学校の2校であります。

52ページを御覧ください。

10款3項1目中学校管理費は、人事異動に伴い人件費を減額するとともに、屋内運動場の照明器具点検や敷地内の樹木伐採委託料を増額するものであります。

2目中学校教育振興費は、小学校費と同様に、実績見込みによるスクールバス運行业務委託料の減額と大型提示装置の更新に係る備品購入費を増額するものです。

53ページを御覧ください。

10款4項1目幼稚園管理費の増額補正は、人事異動に伴う人件費の調整であります。

歳出は以上となります。

次に、歳入予算について説明いたしますので、14ページをお開きください。一番下の行になります。

17款2項8目1節教育総務費補助金は、説明欄に記載のあります教育支援体制整備事業費補助金の増額補正であり、これは6月補正として議決いただきました、幼稚園での感染症対策事業に対する県の追加補助内示により増額するものです。

今回の追加内示により、事業費に対して100%の補助率となります。

15ページをお開きください。

19款1項8目1節教育費寄附金は、1件の企業様より御寄附を賜りましたことから、特別奨学

基金積立金の充当財源として、予算計上するものであります。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 予算に関する説明書の56ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費は、給食センター職員の人件費の調整による減額でございます。

歳入につきましてはございません。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（川添公貴）** すみません、スクールバスの委託料、実績見込みによる減額ということで、中間の9月で減額されるんですけど、その実績見込みというのはどのような見込みになったのかというのを、詳しく教えてもらえませんか。

**○教育総務課長（大濱浩一）** スクールバスの委託料につきましては、年度初めに乗車する児童生徒の人数、そして乗車する場所によりまして、運行距離と運行する時間に基づいて、国の規定に基づいた範囲内での事業所さんからの入札額に応じて、年間の委託料を決定、入札執行を決定させていただいております。

本年も債務負担行為の設定をしておりますので、年度前の3月に本年度の入札を行いまして、その後、半年たちまして、児童生徒の転入転出の増減等による大きな変更の要因もある程度落ち着き、今後もあまり大きな変更もないことから、当初予算で議決いただいております委託料に対して、本年度当初の契約後の予算残を減額補正させていただくものであります。

**○委員（川添公貴）** 委託料を設定するとき、債務負担行為を組むときに、その運賃の設定の仕方は陸運局が認めた路線価というのがあるので、1キロ幾らという、営業所から幾らという、それはもう分かっておるんですけど、それを積算された中で、途中で3,000万円、小学校のほうで3,200万円でしたっけ、あまりにも減額が大き過ぎるんで、この金額からいくと一人二人というような話じゃないですね。

だから、それこそ、その債務負担行為を組むときの積算が甘かったやつを提示したということになるんで、やはりきちっとそこは就学前の子どもたちをしっかり把握をして、積算をして計上しておかないと、足らなくなったというのは分かるん

ですよ。ちょっと不思議で、その、こういう大きな減になったのが。もうちょっと詳しく教えてもらえればいいと思うんですけど。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 改めて説明させていただきます。

今回の9月補正でスクールバスの運行業務委託に係ります減額補正、小学校費で3,200万円、中学校費で1,900万円、合わせて5,100万円の減額補正をさせていただいております。これに対しまして、前年度の12月、昨年度12月補正で翌年度のスクールバス運行に係ります債務負担額の設定をさせていただきました。

債務負担の設定をするときには、先ほど説明しました、国の基準の範囲内での積算の下に、一定の見込める金額を設定させていただいているんですが、その前年度の設定の金額とは別に、今回のこの本年度の入札は、相手業者さんから年間契約の、バス等が年間契約をする場合は、最大3割まで、表現はあると思うんですけど、3割まで減額することができる。

国が示している距離と時間で定められている1日当たりの運行契約に対しまして、運行額に対しまして、年間契約をする場合は、その年間額から最大3割引きまですることができるといって、また別途規定があります。

前年度に債務負担設定をする場合におきましては、この相手業者さんが3割引きのこの設定をするという想定はしないで、3割引きをする前の基準の範囲内での積算を立てさせていただいております。

今回の減額補正は、入札の相手業者さんのほうが、年間契約の特例の最大3割まで減額できるところを適用されたことによる減額が主な要因でございます。ここを翌年度予算の積算をするときに、3割引きまで相手さんがされる想定での債務負担の設定、予算の立て方は現在控えているところであります。

**○委員（川添公貴）** そもそもまず国の定められた運賃っておっしゃるけど、これは標準の運賃であって、これは遵守しなさいというか、必ず守りなさいという法律はないんですよね、自由運賃ですから。標準的にこの金額ですという、何回もおっしゃるんで言っときますけど、標準的にのっているだけで、年間契約を例えばする場合は、見積

りをしっかり取って、年間で幾らかということを設定して債務負担行為を組むということでない、今おっしゃるように、国が出した数字で自分たちで訳分からん数字をはじき、失礼ですけど、はじき出して、じゃあ、こんだけ要りますよねって、議会にぼんって出して、緊急で必要ですから債務負担行為をお願いしますって、これちょっとおかしいですよ、今の話を聞くと。

だから、ほかの委託と同じように、きっちりと見積りを取って、不足したら組めばいいんですよ、不足したら。だから、そこで、そういう、この範囲内で債務負担行為をお願いしますって持つてくるのが普通だと思うんですけど、次回から、まあ、どうぞ。

**○教育部長（上大迫 修）** 課長が細かい説明申し上げましたが、今、川添委員の言われたとおり、債務負担行為を設定させていただく際、また、新年度3月末に契約をさせていただく請求額をする際については、事業者の皆様方から見積りを取ってやっておりますので、その予算の要求に当たって、予算の執行に当たっては、そういった手を踏んだ中でしておりますので、川添委員の言われたような事務作業をやっているということになります。

課長が申し上げたかったのは、そういった積算をしながらも、実際の入札参加に当たっては、応札者のほうがここまでできるといったものを、それぞれの各社のほうで判断された中で、3割の適応を持って低く入札参加されたといった結果で、措置した予算から大幅5,100万円という減額が生じたということの説明になろうかというふうに思います。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第94号 財産の取得について

**○委員長（中島由美子）** 次に、議案第94号財産の取得についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○学校教育課長（玉利勝美）** それでは、今回、取得したい財産は川内学校給食センター厨房機器

一式で、取得価格2,890万8,000円で、取得の相手方は株式会社川内厨房食器であります。

詳細につきまして、議会資料で説明いたしますので、議会資料を御準備願います。

平成12年度から使用しております川内学校給食センターの厨房機器の老朽化に伴い、今回更新するものでありまして、取得財産は電動フライヤー1台、焼き物機器1台、蒸し器一式でございます。

納入期限は令和4年1月8日までとなっておりますが、設置工事につきましては、学校給食のない冬休み期間に予定をしております。

各機器の調理能力、取得価格等は、資料をお目通し願います。

なお、裏面に備品の写真を掲載しておりますので、併せて御確認をいただきたいと思います。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

**○学校教育課長（玉利勝美）** それでは、2件報告をさせていただきます。

総務文教委員会資料1ページ、2ページで説明をいたします。

まず初めに、薩摩川内市いじめの重大事態の対

応マニュアルの作成についてであります。

いじめの重大事態に対する対処につきましては、平成25年9月のいじめ防止対策推進法が施行され、その後も基本方針や調査の指針等が策定されております。

しかしながら、本年7月から8月にかけて、本県他市の事例から、いじめの重大事態に対する報道等がなされ、その中で、学校現場において重大事態の定義が十分理解されていなかったのではないかと、基本的な対応を認識していないのではないかとといったことが、指摘がございました。

そこで、教育委員会としましては、これまで通知しました国の法律や基本方針等を踏まえ、資料2ページにお示ししました、いじめの重大事態の捉え方など、学校現場において正しく認識されるよう、また適切な対応や報告がなされるよう整理した、いじめ重大事態対応マニュアルを作成することいたしました。

スケジュールといたしましては、1ページ中段にお示ししたとおりですが、既に8月18日の市校長研修会におきましては、今回のマニュアルを案として示し、指導を行ったところでございます。

さらに、今後、弁護士や精神科医、臨床心理士等で構成されております、本市のいじめ問題対策審議会において、専門的立場からの御助言等も頂き、作成してまいります。

これまでの本市の現状としましては、1ページ下段、(3)にありますような、法律や国、県の基本方針等によりまして、対応してきたところであり、いじめの重大事態の報告はないところですが、いつ起こってもおかしくないといった危機感を持ち、今後、学校との情報共有を基に、密接な連携を図るなど、慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、資料3ページ、4ページをお開きください。

本市の不登校児童生徒の現状につきまして報告をいたします。

令和2年度の全国的な調査結果が10月中旬の公表となっておりますことから、今回は、令和元年度の国・県・本市のデータ及び令和2年度の本市のデータで報告いたします。

不登校の児童生徒の現状につきましては、去る9月7日火曜日の本会議にて、坂口正幸議員から

御質問を頂き、教育長が答弁したところでございますが、若干重なるところも今回ございますが、不登校の要因といった視点で、今回は分析した状況を報告いたします。

まず、出現率につきましては、お示ししたとおりでございますが、令和元年度と令和2年度は、前年度の2倍となるなど、急増している状況があり、教育委員会としても大変大きな危機感を持っております。

そこで、不登校児童生徒の現状につきまして、国の調査で分類されている要因別に分析した結果、(2)にありますような結果となりました。

一番上の円グラフが令和元年度の鹿児島県のデータ、中段が本市の令和元年度のデータ、そして下段が令和2年度の本市のデータとなります。

御覧のとおり、本市の小学校では、生活リズムの乱れや無気力・不安など、「自分自身のこと」という要因の割合が最も高く、次いで、「家庭内の不和や親子の関わり方」といった家庭生活に関する要因が高くなっておりまして、この二つの要因を合わせますと令和元年度は92%、令和2年度が82%と、県のデータと比較しましても、高くなっている現状がございます。

また、中学校におきましても、ほぼ小学校と同様な傾向となっております、特に令和2年度は、生活リズムの乱れや無気力・不安など、「自分自身のこと」という要因の割合が非常に高くなっております。

学校教育課としていたしましては、不登校児童生徒数が急増している現状から、まずは、的確な支援につなげるために、不登校のきっかけや継続理由について、的確に実態を把握し、そこから導き出される支援策をきめ細かに立てた上で、適切な対応につなげていくことが必要であると考えております。

これまで以上に、このように個別に詳細な分析・実態把握を行った上で、現状に即した学校への指導や助言を行うとともに、今後の施策の方向性を適切に見極めていきたいと考えております。

**○委員長（中島由美子）**ただいま当局の説明がありましたが、これらを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（徳永武次）**今の説明はいいんですけど、一つだけちょっと尋ねてみたいと思います。

今の学校によってはないのかもしれないですが、学校敷地内の環境美化でPTAを主体に愛校作業とかやってますよね。そうすると、今、現状じゃあ、児童数が少なかったり保護者の数が少なかったりして、負担がコミュニティとか自治会に来ているのを御存じですか。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 教育委員会のほうでも予算を頂きまして、学校敷地内の伐採、除草等を年に計画を立てて行っております。

実施するときには、学校と確認を取りながら、実施する場所、あるいは実施する時期等を調整しているのですが、昨年、そして今年の学校等の調整の中では、今、議員がおっしゃられるとおり、P戸数が減っていったりする状況の中で、なかなかこれまでのように、以前のように、学校内の愛校作業等での作業がちょっと今までどおりにはいかない、きつくなってきているというお話は聞いているところであります。

無理にお願いということはしていないんですけど、できるだけ予算のやりくりをしながら、今は対応させていただいているところであります。

**○委員（徳永武次）** そこで、これから非常に難しくなっていくと思うんですよ。だから、きちんと、やっぱり今後は予算化していかないと、非常に環境も悪くなるし、特に田舎のほうは斜面があったりとか駐車場が広がったりとか、非常に負担が大きいわけですよね。

おまけに、今の保護者は草刈り機を使えなかったり持ってなかったり、非常にやっぱりそういう負担が、今言われるとおり、地域ですから、地元の学校ということで応援はされるんですよ。ただ、応援される方も年を取ってくるもんですから、やはりそこでは、非常に、シルバーを使ったりとか、夏場は特に雑草の生えが早いですからね。そこで、新しい2学期を迎えなきゃならんわけですから、そこら辺りは今後ある程度の予算化をしないと環境が悪くなると思いますが、どう思いますか。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 今、議員からありました内容につきましては、我々のほうでも感じているところであります。

また、限られた予算の財源の中ではございますが、予算編成のときに可能な限り調整していきたいと思います。

**○委員（森永靖子）** 給食センターのことについて

お伺いしますが、昨日、テレビを見ておりましたら、給食のメニューが、子どもたちが食べている様子が出てきました。

時間を短縮したいとか、職員の手を煩わせたくないとか、いろんな意味から、本当に数の少ない量がおぼんに乗っていました。やはり2学期はとていろいろ忙しい、子どもにとっても大変な時期であるのに、あれぐらいのもので足りるのかなという話も出ておりました。

本市においては、小学校できちんとした、バランスよく取れているのか、その辺御存じですか。もう給食が始まっていると思うんです。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 給食センター所長に回答させます。

**○主幹（吉永義郎）** 御質問の、給食のきちんと取れているかということでございますけども、今現在、このコロナ感染下にあつて、簡易な給食を行っている自治体もあるというふうにお聞きしております。

まず、市内の給食センターにおきましては、通常メニューにおいて、今現在対応しているところでございます。

そしてまた、必要な栄養は取れているかという御質問なんですけども、基本的なカロリーベースといたしまして、小学校、中学校につきましても、ほぼ基準に近い内容のカロリーベースで、現在のところ給食は提供できております。

**○委員（森永靖子）** テレビの画面見ておりましたら、やはりたんぱく源が足りてないなというようなことを話しておられるのを聞きました。

2学期はとても忙しい時期ですので、やはり子どもにとっても、コロナの時期であっても、やはり食べるものはきちんとしてほしいなというようには考えるところでした。

今、本市のを聞いておると、そこはきちんとやっているということでしたので、それをお願いしたいと思います。

**○委員（屋久弘文）** 何かもうほかのほうに入っていますが、不登校の児童生徒の現況に関して質問させてもらいます。

（3）に、考察というところがありますけれども、先ほどあった本会議の中で、坂口正幸議員の質問に対して教育長が、令和元年度は96人でしたか、96人が令和2年度は190人になったと、

そのうちに中学生が80人増えている、そういった回答だったと思うんですが、下手すれば、資料の3ページの国・県の率は出てきてませんが、下手すれば、国・県を上回っているじゃないかとも想定をされますので、そういった、ゆゆしい事態の中で、考察で終わっているのかよと思って、もう対策を何か講じてないといけないんじゃないかなと。

もう、(2)で、要因まで押さえてあるので、こういった要因に対してはどんな対策を取ったとか、そんなのがもうここで出てこないと、来年もっとひどくなるんじゃないかって、そういうふうに思いますけれども、それぞれ対策を取られているんでしょうけれども、例えばいいですが、例を挙げて、取っておられる対策を説明いただければと思います。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 今、管理職研修会あるいは生徒指導主任会等で、こういった不登校の問題については、機会あるごとに情報交換あるいは対応状況についての情報共有を教育委員会としてもしているところでございます。

その中で、今申し上げた、御意見頂きました、具体的な対策というところにつきましては、学校の果たすべき役割ということを考えますと、まずは学校がこの不登校問題にきちんと向き合って、懸命に努力をしながら、なおかつ学校にはこれまで対応として積み重ねてきた多くの経験と事例がございますので、そういったものを基に、適切な指導・支援が保護者・児童生徒にできるように、各学校には促しているところでございます。

あわせまして、学校だけでは解決できない問題もございますので、今現在、スクールカウンセラーであったり、心の教育相談員あるいはスクールソーシャルワーカーといった関係の方々との連携、また本市の障害・社会福祉課でありますとか、あるいは児童家庭支援センターであるとか、そういった関係機関との連携等も学校には情報としてお伝えしながら、今、学校現場において、個々の児童生徒への対応をしていただいているところでございます。

あわせまして、来年度に向けてというところでございますけれども、今現在3名のスクールソーシャルワーカーの方々を雇用し、年間の勤務日数、定められた日数で対応していただいているところ

ですけれども、こういった相談件数も非常に多くなっていることから、今後、こういったスクールソーシャルワーカーをはじめとした関係の方々の人数の増加もしくは相談件数を増やすような予算の在り方等についても、現在、今、検討しているところでございます。

**○委員（屋久弘文）** 今、そういう対策を取っておられるということですが、聞いた数字だけで判断すれば、危機的な状況なのかなって私は思っております。

不登校も統計の定義があって、たしか経済的な理由とか病気なんかを除いて30日以上欠席している、その統計上の数字だけでも190人ということなので、そこら辺りはもう少し、力を入れていращやるんでしょうけど、力を入れてもらいたいなと、早く力を入れてもらいたいなと、お願い、要望として終わらせていただきます。

**○委員（山中真由美）** 先日の一般質問で、私が質問させていただいたんですけど、今朝ちょっと、この鹿児島県がやっている子どもSNSのパフレットを頂いたんですけど、このパフレット自体、今、薩摩川内市内の小・中学校に、生徒向けに配布はされているのか、お伺いしたいんですけど。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 既にこの事業が昨年からは始まりまして、県教委のほうから児童生徒、保護者への周知をということで、そのような、議員、お手元のリーフレット等も学校を通じて配布するように指示しているところでございまして、これまでに3回ほど、そういった通知が来ておるというふうに把握をしております。

**○委員（山中真由美）** じゃあ、まだ知らない方ももしかしたらいращやるということでもいいんですかね。それとももう市内の小・中学校の生徒、保護者の方々は、皆さん知っているという認識でよろしいですか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 学校を通じて、保護者、各家庭には配布をするように、私どものほうからはお伝えしている状況ではございますけれども、そういった情報を各御家庭、全ての保護者がお目通しいただいているかどうかというところは、そこまで私どもも把握はできておりませんが、学校を通じて、これまでには周知を図ったところでございます。

**○委員（新原春二）** この関係については非常に難しい判断も求められます。

この間、コロナの関係で薩摩川内市、6日からという、開業、始業日を設けたということで、私は大変評価をしております。特に夏休み明けのこの1週間というのは非常に貴重な時間で、そういう意味では、本市だけ1週間ずらしたということについては、大変評価をしておりますし、非常に先生方の苦労もよりよく分かります。

特に今こうした資料が出ていますと、なおさら学校だけでできる問題ではないというふうに思っています。

それを誰がやるのかということですけど、社会教育課がやるのかっていうと、そこもかなり厳しいと、したがって、私は、前々から言っているように、家庭教育課をつくるべきだという話をしているんですけども、なかなかそこが進んでいかないというのがあるんですが、やっぱり問題は、一番根本の原因はやっぱり家庭だと思うんですね。

家庭のことも、今、先生方が全部せんないかんということで、非常に先生方の苦労は、コロナに対する対策、こうした対策を非常に学校現場で苦労なさっていると思うんですよ。

だから、そこで一部のものを、一部の部署をやっぱり社会に返すべきだと思うんですよ。やっぱり、今、民生委員さんもいらっしゃいますし、それで把握はできていますし、児童・民生委員も配置をされています。

今まで問題のあった子どもたちについては、ケースワーカー会議をして、ケースワーカー含めて、個別にこう議論をしちゃったんですけど、今もなされていると思うんですけども、こういうようなものが充実しておかないと解決はできないのかな、特に今もお話がありましたように、190人も市内に、そういう児童生徒がいるということについては、ケースワーカーそのものも大変なことですけども、やっぱりそうしたものを教育委員会から、教育委員会、全部抱え込むんじゃなくて、教育委員会からやっぱり社会教育あるいは民生委員、児童委員さん、そういった体制の中に、もっと投げかけていって、そういう仕事を社会にもうちよい出すべきだと。

あんまり、学校はこうがんじがらめに抱え込んでいるんじゃないかなというふうに思っています

んで、そこ辺も含めてPTAを利用したり、あるいは民生委員さんを利用したりして、そうしたものが今後考えていくべきじゃないかなと思っていますので。

非常に学校だけで抱え込まずに、学校を、今、個人のものは出せませんけども、こうした事例があるということについて、コミ協も含めて、もっと社会にこう出して、コミ協の中でもそうした対策というか、そういうものも投げていく必要があるんじゃないかなと思いますので。

これはもう教育委員会がそれをするのか、教育委員会でしょうね、教育委員会がするんでしょうけども、そこに投げかけていく機関というものをつくっていただきたいし、我々もそういうものを提供していきたいなと思いますので、あんまり学校だけで抱え込まないようにして、もっと大きな輪を持って対策をしていかないと、この種の問題は、特に家庭教育がもう皆無になっていきますので、家庭教育も掘り起こしながら、そうしたものをしていかないと解決はできないのかなと思いますので。

学校は、やっぱり外にそうした事象があるということについて、どんどん投げかけていく体制をつくっていただけたら、コミ協も含めて、社会も受け取る体制があると思いますので、ぜひそこを研究していただければありがたいと思います。

**○委員（屋久弘文）** それでは、その他の所管事務について教育総務課に1件、学校教育課に1件お尋ねをします。

教育総務課については、学校主事にパソコンの配備がなされていないんですが、できない理由があれば教えてもらいたいということと、この頃、学校主事、やり方としては、教頭先生経由でいろんな情報をもらっているというようなことなのですが、すみません、失礼な言い方ですけど、教頭先生が忘れていたり連絡がつくのが遅かったり、そんな実態もあるようでございます。

また、昨今では、学校主事も災害対策の詰所要員なんかに従事せないかんというようなこともあって、本庁とか市の職員が自分が持っているパソコンで災害の状況なんかはずっと把握していきながら、災害の詰所に行かないといけないという状況は事前にある程度分かるんだと思うんですが、学校主事はそういうのがないので、突然、詰

所従事というのが言ってくるらしいです。

学校主事もちゃんと仕事をしているので、引継ぎやら何やらのそういう時間帯も取れないような案件も発生しているようなので、そういったところを総合的に判断をして、学校主事、二十数名ですか、いらっしゃると思いますが、我々、現役時代、一人1台ずつみんな職員はパソコン持ってたわけで、学校主事にもぜひパソコンの配備をお願いしたいと思いますが、何かありましたら。

**○教育総務課長（大濱浩一）** 今、委員のおっしゃられたとおり、学校主事におかれては、一人1台の職員用の端末という配置はされておられません。服務に関する周知事項とか、その他連絡事項は、現在、学校、主に教頭先生を通じて連絡を取るようにしている状況であります。

また、災害従事が生じる場合など等につきましては、それぞれの詰所の連絡網で周知、連絡体制を取っているところだと思います。

今後、また学校主事に対しても、一人1台端末の配備ということができないかということにつきましては、今後また関係部署と研究をさせていただきたいと思います。すみません。

**○委員（屋久弘文）** さっき言いました、災害対策従事もやっているようなので、あらかじめの準備も必要だと思うので、そういった観点からもぜひ、そんな経費もかかるものじゃないと思うので、検討いただきたいと思います。

それでは、学校教育課の所管事務について引き続き質問させていただきます。

樋脇の給食センターに入来の給食センターを統合するというのが、6月議会の総務文教委員会の中で報告がありました。

そのときの説明では、食数とか供給数、そういったものが増えるので、建物の面積を重視をして入来を樋脇に統合するんだと、そういった旨の説明があったかと思います。

しかし、関係者からはその後いろいろ話が入ってきてまして、ちょっと読み上げてみますけど、樋脇の給食センターの現状はこうなんでしょう。

研修室は狭くて出入りがしにくい、あと下処理室も洗浄レーンが1レーンしかない、もともと手狭なので増設は難しい、調理室は天井が高くて、パイプがワイヤーでつり下げた状態であると、換気用のダクトの上の掃除もしにくい、それから手

洗い設備も数が少なく大きさも不十分である、冷蔵庫はプレハブ式の1基のみで、冷蔵庫内の奥に冷凍庫があると、そういった設備に関しての意見等が寄せられています。

全体的に言うと、とにかく手狭で、空きスペースに機器を追加設置してあるので動線も使いにくい、さっきちょっと触れましたが、衛生的にも問題がある、そういう指摘がなされている設備が樋脇の給食センターだというふうに聞いております。

そこで4点ほど、ちょっと長くなりますが、お尋ねしたいと思います。

全体の面積は、6月の資料の中で、それぞれのセンター面積というのは分かりますが、その中の事務室なんかを除いた調理スペースというのは、それぞれどれだけになっていますか、樋脇と入来。

**○委員長（中島由美子）** 分かりますか。

**○委員（屋久弘文）** 分からなかったら後で教えてください。

それでは2点目、先ほど説明したような状況に加えて、配送計画にも無理があるんじゃないかという意見も寄せられています。

いわゆる、入来はど真ん中ですから、樋脇と祁答院には配りやすい、中間ですから。ただ、樋脇に置けば、入来にしても祁答院にしても、だんだん遠くなるような計画になるんだと思いますが、そこにも無理があるんじゃないかという意見もありました。

今、入来で行われているような炊飯業務を、外注をするんだったら、入来も樋脇も条件は同じじゃないかということで、逆に、樋脇を入来にということは考えられないのかというようなことでございますが、そこはどうでしょうか。

**○教育部長（上大迫 修）** 私のほうから答弁させていただきます。

議員のほうが各部署のほうから聞き取りをされて、現在の質問に至っていると思いますが、私どものほうが、さきの議会のほうで、両方の施設が老朽化し設備を更新する時期になっていると、今後、統合するときに、場所的なものを捉えながらも、施設の規模が大きい樋脇のほうに入来の機能を持って統合を図っていきたいという形で説明申し上げました。

今現在は、学校の関係者及びPTAの皆さんのほうにそういう考え方を示して、意見等も頂いて

いるところですよ。

その意見の中には、議員が言われたような部分等がありますが、いずれにしても、センターの面積や調理スペースの問題、衛生面の問題、配送計画の問題については、頂いた意見等を踏まえて、具体的に樋脇の給食センターのほうでどこまでできるのか、どういった対応が必要なのかというのを検討してまいるのでございますので、その各段階で関係者の理解を得ていきたいというふうに思います。

現場におられた方の意見だと思いますが、現場におられまして心配される点等もありますが、両施設のほうが老朽化し、新たな施設を造るといったことがない中で、検討する選択肢として樋脇のほうをしているわけで、具体的に衛生面、設備面、また労務的な部分等も含めて、これからの検討というふうになっていきますので、各段階におきまして、丁寧な説明をしていきたいというふうに考えております。

ただ、議会のほうにも説明させていただきましたが、樋脇のほうに何が何でもという形では、多分、意見としては整理ができないというふうに思いますので、今後、樋脇において出された懸念の意見や対応について、具体的に検討して整理をしていくということで御理解いただければというふうに考えているところでございます。

**○委員（屋久弘文）** 私が聞こうかと思っていたことでした。

7月から9月にかけて、給食課であつたり保護者であつたり説明をするという話で、その場でどんな声が出ているのかなって、今、私が言った、入来に樋脇とかという話は出てないのかなというのを確認をしたかったというのが一点ですが、公共施設の個別計画の第1期、令和3年から令和8年の、この計画の中で、樋脇を入来に集約するという方針が決まっているんだろうと思いますが、私も確認をしてみましたけど、どこをどこに集約をするというのは関係課の判断だと、2を1にするというのがこの計画らしいので、まだ検討する余地があるのかなということで、本当は議会に間に合えば本会議で質問したかったんですけど、そういう内容だということなので、考える余地はあるのかなというふうに思います。

さっき言ったように、設備的にも衛生的にも悪

いところを残すのかなって、ちょっとそこが疑問で、子どもたちに安全・安心の給食を提供するのであれば、よりいい施設のほうを改修したほうがいいのかというふうに、個人的には思っているところでもあります。

最後に一点、先ほど資料でも60年と65年でしたか、30年以上施設自体が建築を経過をしているのは分かりますが、統合して造り直してどのくらい使いたいと思っているのか、それから先ほどの質問にも関連するんですけど、施設の改修費用というのはどのくらいを想定をしているのか、予定でいけば令和4年度と令和5年度に計上をして、2年間で改修をするような形になっていたと思いますが、そこら辺りが分かれば教えてもらいたいと思います。

**○教育部長（上大迫 修）** 30年超経過しておりますので、これらの施設を今後どういうふうに使っていくのかということでございますが、施設のその構造体のその耐用とかいったことを考えますと、仮にどちらかのほうに集合、統合したときについては、今後25年超は使える形になるのかなというふうに思っております。

公共施設管理計画につきまして、記憶のほうが決かではありませんが、2040年ぐらいまでの間に、公共施設についての床面積を考えないといけないという形のものについては、2040年ぐらいということでしたので、おおむね25年超の流れになろうかというふうに思います。

それと令和4年、令和5年で施設整備をするといった部分について、これまで関係のほうに意見等をお伺いしたときに、多くの意見・指摘も頂いておりますので、具体的に施設の改修や対応を図ったときに、どれぐらい経費が要するのかということについては、これから、場合によりましたら、必要な調査や検討を加えてからの作業になりますので、具体的にどれぐらいということは申し上げられませんが、さりとて新設するよりは改修して使えるようにすることのほうが、経費的にも、その縮減といいますか、対応ができるものといった、そういった基本的なスタンスの中での整理になるかというふうに考えております。

**○委員（屋久弘文）** 今言われたように、再配置計画で43%面積を削減するというのが大前提であって、動いていらっしゃることもよく分かるん

だけれども、それはそれとして、さっき言いました、施設の改修工事費に、こっちでしたら幾ら、こっちでしたら幾らとか想定もされるのかなと思うし、さっき、何回も言ってますけど、使い勝手の悪い、衛生上も悪いと言われている施設を残すのでなくて、そこら辺りをクリア、ある程度しているような施設を残す方向で改修工事費なんかも積算してみたりしながら、今後、考慮されて、検討されていけばどうかと。

さっき言いました、令和3年から令和8年までの計画なので、そんな急ぐ必要もないのかなとは、1期の計画では思います。4年、5年後辺りで計画はされているようですが、そういった地域からの意見の中にもあったのであれば、そこら辺りも踏まえて検討いただければありがたいと思います。要望です。

○委員長（中島由美子）いいですか。よろしいですね。さっきの、給食センターの大きさはいいですか。大丈夫ですか。分からない。分かってたら。

○学校教育課長（玉利勝美）センター所長に回答させます。

○主幹（吉永義郎）調理場面積に関しての、面積、今現在把握しておりませんので、また後ほど回答させていただくということでお願いいたします。

○委員長（中島由美子）じゃあ、また後ほどということ。

○委員（山元 剛）ちょっとまた戻って、いじめの話になるんですけども、先ほどの新原議員と基本的に同じ考えなんですけれど、ここのグラフを見る限り、この学校生活のことでというのは割合、本当もう14%、12%ということで、それ以外はほぼ家庭ということですよ。

正直、これ、この学校教育課とか教育だけの問題じゃなくて、私、先日の一般質問でも言ったんですけども、やっぱりある程度、市のほうが基本方針で何かしら政策的なもので、親の教育も含めて、家族の、これ、教育だけでこのいじめをどうこうという次元じゃもうなくなってきていると思いますので、市として、全体的にこの今後の総合計画も踏まえた中に取り入れてもらうなど、ここだけの数じゃなくて、市全体として、この親の教育も含めて、地域も含め、家族の在り方含めてやってい

かないと、これ、もう本当、普通は家族というのが子どもの、普通は学校でいじめられた子どもが家に帰れば、そこで癒やされというのがあって、しょうけど、それすらなくなったこの時代で、親も家庭の在り方も変わってきていますので、働き方も含めて、だからこれはもっと市として、全体的な何かしら政策、施策をそろそろ考えていかないと、これはもう一番の被害者は子どもなんで、そこはもっと全体的に取り組む考えを、どうかまた当局のほうも話してもらって。これ、要望です。

○委員（森永靖子）また不登校に戻りますが、先ほど新原委員、屋久委員が言われたように、地区コミに戻してはどうかということで、北中校区で地域のことは地域でやろうという考えがあって、もう御存じかと思いますが、北中の子どもたちを亀山地区コミでお預かりしてという例を御存じですか。

多いときは40人ぐらい——40人学級になったよって、園林会長が言われたんですが、図書室もあるし、亀山の場合は米も作るし、花も作るしということで、おはようございましてって言って、地区コミに来るんだそうです。

持ち寄りの図書室が、大きい図書室があって、そこで本を読んだり、大きなフロアもあって、隣の部屋に行ってはみんなでわいわい騒ぎながら遊んだりして、とっても、お昼になったら、取れた米をまきで炊いて、すごく楽しく過ごしているということのようです。

ですから、何も、どこでやらなきゃならないかではなくて、やはり地域の子どもは地域で育てようということで、北中校区の場合は可愛も育英も亀山もあるけども、不登校の場合は亀山でというふうにされて、もうここ何年間か、園林会長がとても熱心に取り組んでおられるという例をいつも話を聞くことです。

見に行ってみました、とても仲よくやっているようで、とてもいい子だよって、とてもそういう子たちには見えない、いい子になって戻っているんだよというふうに話を聞きます。

ですから、新原委員も言われたように、地区コミ辺りに一旦戻してとかって、地域のことは地域でというふうにされるのもいい例なのかなと思ったので、例を話してみました。

○委員（徳永武次）水引小学校でしたかね、を

中心にコミュニティ・スクールを、制度を始められて、もう今現在、どの学校もやっていますよね。

いろんな、このいじめの問題もそうですし、地域の問題もそうですし、いろんな方々がそれに加わって、コミュニティ・スクールがあると思うんですけど、そういういろんな、各学校ごとにやっぱり出てくる問題点というのは、もう把握をされているんですか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 今、議員からもございましたように、もう全ての中学校区で、今、コミュニティ・スクールの制度が始まっております。

これまで経験値の高い地域もあれば、今年からというところもありまして、取組には若干のまだ差がある部分もあるかとは思いますが、こういった校区全体としての課題あるいは中学校区、個々の学校の課題等については、学校長のほうから情報としては、それぞれ御説明させていただいている状況があるんじゃないかというふうには把握しているところでございます。

**○委員（徳永武次）** 今、森永委員も言われたとおり、どうしても子育てというのはやっぱり家庭だけじゃ難しいというのはもう昔からそうなんですよね。地域で子どもを育てるといのはもう理解しているんですけど、やっぱりなかなかその情報というものは我々には入ってこないし、だから、できればコミュニティ・スクールなんかに出てくる、開示はできないかもしれないですけど、何かその学校単位で主に、特に子育ての部分で、やっぱりお互いが問題を共有せなるところはあるんじゃないかなと、こう思っているんですけど、どうでしょうか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 学校によっては、コミュニティ・スクールだよりといったものを地域の方、保護者の方々にも配布をしながら、そういった、会合の内容の周知をやりたり、あるいは御意見等も広く広報している部分はあるかというふうには認識しております。

**○委員（徳永武次）** 今、良い話をされるんですから、ある程度、全体的にそういうふうなことを進めていかれたほうが、地域全体でやっぱり取り扱っていったほうが良いような気がします、ぜひ検討してみてください。

**○委員長（中島由美子）** 検討してみてください

い。

先ほど森永委員のところで、亀山地区コミが不登校の子どもたちを預かっているというか、いろいろされているというのがあったんですけど、その辺りは御存じですかという質問でしたけど。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 前回のこの総務文教委員会の際にも、御意見等頂きました。

北中学校に、実際にどういった地域の方々の御協力を頂いているかというところで、少し聞き取りをした部分もございすけれども、例えば、今年度でいいますと、タマネギの植え付けや収穫作業を子どもたちと一緒にやりたり、あるいは地域清掃をやって、その後は流しそうめんと一緒に子どもたちとしてくださったとか、あるいはこれまでに校区の史跡巡りを子どもたちと一緒にしてくださったとかいうような情報を、私どもも把握したところでございました。

学校のほうも大変こういった地域の取組に感謝していると、そしてまた子どもたちがそういう場で、家の生活だけではなくて、そういう地域の中で、子どもたちが生き生きとした活動の様子が見受けられるということで、大変、学校のほうからも感謝されているというところのお話を伺ったところでございます。

**○委員（森永靖子）** 以前、桑畑校長先生が、今、つくし園に行かれましたが、地域ととっても、北中校区の地域の方々といろいろ親しくされて、いろんな話し合い、いつもされる中で、お願いしたいということでされたみたいで、一応退職されてもやはり地域で見守っていきたいということで、地域のほうに住まれて、また再就職されたみたいですけども、やはりそういう学校側と地区コミ、地域の方々が親睦を兼ねていかれることで、こういうことが生まれてくるのかなというふうに感じることでした。

**○委員（坂口健太）** タブレット端末の活用に関してなんですけれども、この件については、様々な議員からも一般質問等で出てきているかと思うんですけども、夏休みに入る前に、報道等でも自治体によって、タブレット端末の持ち帰りの対応が鹿児島県内でも異なるというような報道もございました。

また、まん延防止等重点措置になって、鹿児島市の学校でもオンラインの授業、活用が始まった

と、各学校ごとに対応は違うけども、活用が始まったとの報道も出ております。

本市においては、9月5日まで臨時休業されたりする中で、これまでの答弁では、タブレット端末の活用について、家庭の持ち帰りについて、引き続き研究を進めていきたいというような答弁、あったと思うんですけども、この新型コロナウイルス感染症、拡大する中で、研究されるのは構わないですけど、早急に対応・検討されたいと思うんですけども、その辺りについてお考えをお示いただければと思うところですが、いかがでしょうか。

**○学校教育課長（玉利勝美）** 今回の9月1日からの臨時休業、それから現在行っている午前授業等も含めて、タブレットの家庭の持ち帰りにつきましては、一定の条件を加えた中で、保護者の希望があれば、家庭学習に生かしていただきたいということで、特例措置として、期間限定で持ち帰りをできるというふうに各学校には周知しているところではございます。

**○委員（坂口健太）** 特例措置の件、答弁いただいたと思っていますが、今後その授業への活用というか、今後、臨時休業になった場合の検討等は進められておられるのでしょうか。

**○教育部長（上大迫 修）** 基本的な部分については、学校教育課長が答弁したとおりであります。今、議員が言われますのは、私どものほう、9月13日から通常のほうに戻しながらも、各学校のほうで感染が確認されたりして、学級閉鎖や学年、また学校閉鎖もしくはその濃厚接触等の絡みから、児童生徒のほうが長くの間学校に登校できないといった部分で、そういった状況下において、その学習の確保といったものをどうしていくのかというのを、今現在検討しているところでございます。

鹿児島市におきましても、そういったケースの児童生徒に対して、タブレットを持ち帰ってもらって、教室から映像を流すとか、それを受けて授業に参加するとか、もしくはオンラインでのドリルを使って自主学習するとかいろいろあります。

これらについては、各家庭の通信状況等も異なり、そういったものの中で、学校のほうでどういう対応ができるのかということについては、現在検討しているところでございます。

実施するに当たりましたも、予算でありますとか、体制の構築とか必要でありますので、しばらくお時間を頂きたいというふうに考えているところです。

決して何も、そういう、学習の確保といった部分で検討してないということではなくて、検討を進めておりますが、課題等もあるのも事実でございますので、作業を急ぎたいというふうに考えているところでございます。

**○委員長（中島由美子）** よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きた認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

ちょっとだけ空気の入替えをします。

---

△文化課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、文化課の審査に入ります。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○文化課長（堀切良一）** 歳出から説明いたします。

予算書の54ページをお開きください。

10款5項2目文化振興費の補正は、右側説明欄のまず、事項、文化ホール管理費になります。ここには、入来文化ホールに関する費用と旧川内文化ホールに関する費用を計上しております。

まず、入来文化ホールに関しましては、ホール空調の修繕、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金を活用しまして、トイレの手洗い7基を自動水栓にする工事費になります。この自動水栓に関する工事費の予算は、工事請負費のうち69万円になります。

次に、旧川内文化ホールに関しましては、総務文教委員会資料で説明いたします。

申し訳ありませんが、総務文教委員会資料の5ページをお開きください。

旧川内文化ホール関連では、大きく二つの内容

で計上しております。

まず、大きな1の解体工事費に関しましては、解体工事費と変圧器の処分委託になります。

解体工事につきましては、完成を令和4年10月と予定しておりますことから、継続費を設定しまして、今回の補正予算の歳出には工事費全体の4割分を計上しております。

なお、解体工事費、変圧器処分を含めまして解体に要する費用は、全額、解体事業負担金として歳入を予定しております。

次に、解体のスケジュールでございますが、議決を頂きました後に入札を行いまして、仮契約を締結いたします。その後の12月議会に契約議案を上程したいというふうに考えております。議決頂きました後に、年明け1月に工事着手をしまして、10月に解体完了を予定しているところでございます。

大きな2番目のどんちょう移設につきましては、昭和41年の、当時は川内市民会館でしたが、その開館当時から川内文化ホールとして閉館するまで、55年間設置しておりましたどんちょうを移設し、保管・展示するものでございます。

どんちょうにつきましては、「総親和と躍進」という、本市ゆかりの山口長男氏にどんちょうのために描かれた作品を基に制作したもので、縦9メートル、横約19メートル、総重量約750キロあります。

移設先につきましては、総合体育館サブアリーナの舞台奥を予定しております。

移設後は、サブアリーナ入口辺りに、旧川内文化ホールのどんちょうを移設・展示しておりますといった旨の表示をしまして、市民の皆様に見てもらうようにしたいというふうに考えております。

予算書の54ページにお戻りください。

説明欄の事項、歴史資料館管理費は、入来文化ホールと同様、新型コロナ対策として、国の交付金を活用しまして、川内歴史資料館、各郷土館のトイレの手洗い18基を自動水栓にする工事費を計上しております。

以上が歳出になります。

続いて、歳入について御説明いたします。

ページを戻っていただきまして、18ページをお開きください。

22款5項4目1節雑入の説明欄2行目の、旧

川内文化ホール解体事業負担金は、歳出で御説明しました、旧川内文化ホール解体に要する費用に充当する額を計上しております。

以上が歳入になります。

次に、継続費について説明いたします。

ページを戻っていただきまして、6ページをお開きください。

旧川内文化ホール解体事業につきましては、歳出でも御説明しましたが、解体完了を令和4年10月と計画したため設定するものでありまして、総額3億3,000万円、令和3年度と令和4年度の年割額はそれぞれ記載のとおりであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（坂口健太）どんちょうの移設の件について伺いいたします。

まず、どんちょうの移設について、もともと川内文化ホール、川内市民会館時代から55年間使用されてきたということでありまして、なぜ移設して展示するに至ったのか背景をお示しください。

○文化課長（堀切良一）このどんちょうにつきまして、解体といいますか、決めましてから御要望頂きまして、その声が新聞にも2回ほど取り上げられまして、それからまた要望の声も高まりまして、移設するという方向で調整したところでございます。

○委員（坂口健太）分かりました。

次になんですけれども、つまり市としては、このどんちょうに、山口長男氏の作品というか、原画を用いたどんちょうに文化的価値とか美術的価値があるとお考えの下、保存されていくおつもりでしょうか。

○文化課長（堀切良一）今おっしゃいましたように、原画を基に制作されたどんちょうでございますが、この55年間の長きにわたって設置しておりまして、その中で、舞台上上がったとか、コンサートを鑑賞したとか、劇を鑑賞したとか、そういった思いが皆さんあられると思います。

そして、解体に際しまして、物品を各公共施設に移管したりとかしたわけですが、この川内文化ホールを感じるものといいますか、すぐ分かるものとしてはどんちょうしかございませんで、その

思い出として、文化的な価値として保存する、展示するというふうにさせていただきました。

○委員（坂口健太）下絵というか、原画というか、は、まごころ文学館に原画があるわけですよね。それで親しまれるというか、今も企画展等されていますよね。どんちょう本体を保存するという方法になぜ至ったのかなと思って。

以前の全協の中でも、例えば、杉菌議員でしたか、どんちょうを裁断して市民の方々に配るとか、いろいろの思い出というか、を大事にする方法等あったと思うんですけど、その辺りはほかの手法、保存・保管以外の手法は検討されなかったのかなというのを伺いたしてみたいと思います。

○教育部長（上大迫 修）私のほうから。坂口委員のほうからありましたが、課長のほうから申し上げましたとおり、原画が山口長男氏のものであって、もうその原画自体は歴史資料館にされておりまして、設置していた55年間に舞台上がったり、直接というよりは間接に川内文化ホールの存在、文化の殿堂といった形になったものの等を残すことが重要だろうというふうにしたわけです。

そのため、保存の方法としましては、見れる機会があれば見れる場所で、また全体としての重厚感のほうからしますと、裁断といった方法ではなくて、やはりどこかにつるして、見れる場合は見る、またそういった思い出の部分の、文化の事業に活用できるということでやっていくという考え方がありましたので、方法としては、あの大きなもの、相当な荷重になるものでありますので、その場所等をいろいろ模索をして、サブアリーナの舞台のほうに持って行かせていただくといった形の整理をしたところでございます。

他の山口氏のものではなくて、他の公共施設と他の自治体等におきまして、残すのか残さないのかという大きな議論はあるというふうに思いますが、私ども、その1,200万円強かかった形にはなりますけど、55年間使われてきて、市民に親しまれ、また関係の皆様方のほうも、文化ホールを閉じるに当たって、いろんなこう寄せていただいた、これを総合的に考えたときに残すべきと、残すやり方としてはやはり見れる状態に、場所を見つけて移設をするという形にしたところでございます。

○委員（坂口健太）もちろん、市民会館、市民文化ホールが、これまで市民の皆様の文化の発展というものに寄与してきたというものは、全くもって理解するところではあります。

やはり一方、この時節柄、コロナの中で1,200万円、1,400万円かけるのはいかななものかと思われる方もいらっしゃる。さらに言うと、今後、そういった形で保存・保管していく上で、まずサブアリーナという場所が市民の方々の目に触れやすいところなのか、そもそもというところをまず一点。

もう一つ伺いたいの、そのどんちょうに文化的価値というものがあるとするならば、ある程度よい環境で保管・保存をしていくべきだと思うんです。となると、今後、維持とか保守とか、その他費用かかってくると思うんですけども、その点について、今後どのように考えておられるのか、お示しいただければと思います。

○教育部長（上大迫 修）サブアリーナのほうが、その市民の目に触れる場所で適切な部分かということで、御指摘であります。

場所については、かなり検討もいたしましたが、現状の大きさのまま移せる場所というのが、検討のうちの限られたということがございます。

そのためにサブアリーナという形にしたところありますが、サブアリーナは生涯学習でありますとか、文化の行事とかいった形で使う場所であるということで、最後、そういった場所のほうに集約させていただいたところでございます。

今後、収納だけして市民の目に触れないという形ではないという形で考えておりますので、今後、つるしての保管という形になりますので、つるす場所のメンテナンス、また色褪せたり、ちぎれたりとか、そういうことのないように、定期的にはそういう保守といった形のものも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、その場合に、単費でどうのこうのということじゃなくて、また文化事業のほうなり、残すことについて、市民の皆さんの理解が得られるということであれば、そういった方法も考えなければいけない点もあるのかなとは考えております。

○委員（山元 剛）すみません。どんちょう、裁断してというか、そう切ってどうのこうの、それはそのまま切って展示するわけですか。

○教育部長（上大迫 修）今つるしてある大きさをそのまま保持して、丸めて持って行ってという形でイメージしていただければ、そのまま、今の状態のままつるします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

まず、当局に説明を求めます。

○文化課長（堀切良一）総務文教委員会資料の6ページをお開きください。

（仮称）下甕島片野浦みっちり草原の国指定（天然記念物）に向けた作業着手について御説明いたします。

まず、1の草原の概要でございますが、（1）位置・規模・特徴につきましては、まず位置についてですが、片野浦漁港の北側の主に市有地、薩摩川内市有地の保安林内にあります。

西側、つまり東シナ海からの強い風を受けることで、植物の成長が抑制されて、このことで、カノコユリとかニシノハマカンゾウといった花々や、ウバメガシといった、成長が低く抑えられた木々が約8ヘクタールにわたって自生をしております。

このように大規模な草原が、暖温帯域と言われる南九州地域に存在するということはとても希少であるというふうにされております。

また、この草原には、絶滅危惧種や甕島固有種の分布もありまして、研究者から、保護が必要だといったアドバイスを受けているところでございます。

7ページを御覧ください。地図と写真を上のほうに掲載しております。

左側のほうが草原の位置でございまして、漁港の上のこの赤で囲んだ部分辺りということです。

右側のほうが、8月、これ、下旬と書いてありますが、中下旬というふうに、中下旬に撮影しました画像でございます。このような草原が広がっているというところでございます。

「みっちり草原」という名称でございますが、「みっちり」につきましては、少なくとも70年以上前から、地元ではそのように呼んでいるというふうに聞いております。

また、近くの海岸付近の漁場に「水尻」と呼んでいたというふうに郷土史にも記録がありますので、この「水尻」に由来するものだというふうに思われます。

また、6ページにお戻りください。

1の（2）地域指定の状況でございますが、平成27年に甕島国定公園に指定されて、このみっちり草原は、国定公園の第1種特別地域と第3種特別地域にまたがっているところでございます。

研究者のアドバイス、また、地元からの要望もございまして、このみっちり草原を文化財保護法に基づきます、天然記念物として国指定に向けた作業に着手したいというふうに考えているところでございます。

大きな2番目の、これまでの経過と今後の予定でございますが、本年3月に県内研究者によりまず研究報告が発表されております。

この研究報告を基に、文化庁に現地調査を要請したいというふうに考えております。

この調査の時期でございますが、来年の花の最盛期、大体8月頃を予定しております。文化庁調査官による現地調査、その後の協議を経まして、指定する範囲・面積、それと市の作業といったものを確認した上で、国に意見具申を行いまして、国の文化財保護審議会への諮問、答申を経まして、早ければ令和5年の指定を目指したいというふうに考えております。

大きな3番の指定による効果でございますが、国定公園の指定で保護されている地域に、新たに文化財保護法の天然記念物として指定されることで、学術的価値が高まり、保存・保護が図られるということになります。

また、地域の誇り、シンボルとして、さらには、甕島の観光、シティセールス面での活用が期待されるところでございます。

今後、国指定に向けて作業を進めてまいります。国定公園の規制に加え、天然記念物に指定されることで、いろいろな制限も考えられるところでございます。

地区コミュニティ協議会と協議することや地元の皆様に対しての説明会、そういったものを開催するなどしまして、地元の意向を十分確認した上で、この作業を進めていきたいと考えております。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（新原春二）** 今のみっちり草原の仮称ですが、非常にいいことだというふうに思います。

甌島のこれからの観光について、大きな目玉になっていくと思うんですが、今、この8ヘクタールの市有地の管理はどこがされているのか。8ヘクタールといえかなり広い話で、しかも草原の上、片野浦の上ですから、かなりの広さであって、管理も大変だと思うんですけど、その管理の在り方は今どうなの……。

**○文化課長（堀切良一）** この土地につきましては、薩摩川内市有地になっておりまして、保安林として、林務水産課の所管になっております。

通常の管理は下甌支所で行うんですが、この地、なかなかこの草原を、最近になって発見された、昔から生えてたらしんですけど、最近といいますか、そこまで人が踏み入れない、なかなか踏み入れなかった地域らしいです。

ですので、通常の管理としましては、申し訳ありませんが、現地に行った感想では、特段に何かをやっているところはありません。

ただ、1か所、治山ダムといいますか、砂防ダムを整備しておりまして、その関連もあって、保安林として指定したのではないかなというふうに思っております。

**○委員（新原春二）** 今、この現況の写真を見ますと、相当なカノコユリが咲き乱れている状況ですよね。これは誰か管理をしないとこんなふうにならないと私は判断をしているんですよ。

特に、甌島の人に聞けば、野焼き、火入れをしないとなかなかカノコユリは育たないんだという話も聞いたりして、今も、現在やっているところもあるんですよ。

特に8ヘクタールのところを、今後、国指定がもしされるとすれば、その管理、国指定がされるとすれば、その管理は国がやっていって、市が受けるのか、そこら辺のこれからの管理の状況というのはどうなっていくんですか。

**○文化課長（堀切良一）** この草原でございますが、約8ヘクタールというふうに申し上げましたが、こういう花が密集しているところは、半分ぐらいじゃないかなと、あとはウバメガシなどの木が低く抑えられているという特徴があつての、全体的に8ヘクタールほどというふうにしております。

この花がこんなに咲くのには管理が必要じゃないか、あとは焼き畑とかという話も今頂きましたが、ここの地域が、この研究者の報告を見ますと、東シナ海からの強い風、一番風が強いので、その強い風で草が生えなくなっている、なかなか伸びない、あともちろん木もなかなか伸びない、その状況の中で自生しているということです。自生でございますので、焼き畑といったそういった管理は、通常この、別なところでも焼き畑とか甌島では結構されていますが、ここは逆に手を入れないということでございます。

そして、もし国指定になった後の管理でございますが、これは市のほうで管理はしないといけないと思いますが、このままの状況が続けば、大きな管理というのは必要ないのかなと、例えば、何かの影響で植生が崩れたとか、そういったときは何らかの対応はしないといけないと思いますが、この状態が続くのであれば、特段の管理というものはないというふうに認識しております。

**○委員（新原春二）** 国指定になることは非常にいいことなんですけれども、そこは国指定で立入禁止という、大抵は書いてあるので、そこら辺の観光についてのことも併用して、国と調整をしていただければ、大変ありがたいというふうに要望しておきます。

**○委員（屋久弘文）** これもちょっと市民から寄せられた要望なんですけど、樋脇と入来の郷土館、今の、すごく何か、展示品なんかも充実しててすばらしいという点も聞いたんですが、そういった立派な施設なのに、何かスリッパに履き替えないと入れないらしいですね。

そこを、靴を履いたまま、土足のまま入れるように検討はできないのかという要望があつたので、検討してみてもらえませんか。入来・樋脇郷土館、私は、すみません、下甌の郷土館に行ったことはあるけど、その2か所、行ったことがないので行ってみますけど、検討をお願いできればと思います。

す。要望です。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、文化課の審査を終わります。

---

△総務課の審査

○委員長（中島由美子）次に、総務課の審査に入ります。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）予算に関する説明書、第10回補正予算の22ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、事項、総務一般管理費で1億2,388万3,000円の減額です。

委員等報酬及び費用弁償につきましては、育児休業等に伴います代替職員としての会計年度任用職員の増加見込みによる増額です。

次に、給料、職員手当、共済費につきましては、令和3年4月1日付人事異動等に伴う減額分を補正するものです。

次に、事項を一つ飛びまして、職員厚生事業費は、7月に沖縄で予定しておりました安全衛生管理に関する会議が、新型コロナウイルス感染拡大のため書面会議となりましたことから、その旅費及び食糧費を減額するものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○総務課長（橋口 堅）それでは、総務部関係の総務文教委員会資料の1ページを御覧ください。

まず、本年度の人事院勧告の概要について説明をいたします。

1、給与勧告の概要の（1）月例給につきましては、民間企業との格差が極めて小さいことから、今回、改定はありません。

（2）の期末勤勉手当につきましては、期末手当を0.15月分引き下げ、期末手当支給率は、年間2.55月分が2.4月分となります。

実施時期につきましては、本年度は、6月期末手当が既に支給済ですので、12月期末手当で0.15月分を調整することになります。

以上が今年度勧告の概要でございますが、今後の予定といたしましては、国の給与法改定の動向等を踏まえて、12月議会で、（3）のとおり、職員の給与に関する条例をはじめ、所要の条例改正案を提案させていただきたいと考えております。

引き続き、定年延長制度について説明をいたしますので、資料の2ページをお願いいたします。

1番の制度概要ですが、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から65歳まで、2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを踏まえ、国家公務員と同様に以下の措置を講ずるように、地方公務員法が改正をされております。

この改正は、今年の6月改正でございます。

2、内容としましては、（1）役職定年制の導入ですが、役職定年の対象範囲及び役職定年年齢は、国家公務員との均衡を考慮し、対象範囲は管理職手当の支給対象となっている職を、役職定年年齢は60歳を基本に、条例で定めることとされております。

（2）の定年前提任用短時間勤務制の導入ですが、60歳以後、定年前に退職した職員につきましては、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度が導入されております。

（3）情報提供・意思確認制度の新設ですが、職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当に関する情報を提供するものとし、職員の60歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとされております。

それから、（4）給与に関する措置ですが、給料については、当分の間、国家公務員の取扱いに

順じ、60歳を超える職員の給料月額、60歳前の7割水準に設定することと、60歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した職員が不利にならないように、当分の間、自己都合ではなくて、定年を理由とする退職と同様に、退職手当を算定することで条例改正を行うよう求められております。

3、地方公務員法の施行期日ですが、令和5年4月1日施行で、令和5年度、令和6年度の定年が61歳、令和7年度、令和8年度の定年が62歳と2年に1歳ずつ定年が延長し、令和13年度の定年が65歳となります。

4、今後のスケジュールですが、新制度対応に向けて調整し、令和4年9月議会に条例改正案を上程する予定としております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、総務課の審査を終わります。

△秘書室の審査

○委員長（中島由美子）次は、秘書室の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○秘書室長（山元一将）予算書、予算に関する説明書22ページでございます。

2款1項2目、事項、秘書管理費におきまして、市長の送迎に係ります会計年度職員の時間外手当の報酬といたしまして、増額の要求をさせていただくものでございます。

感染症拡大の影響によりまして、市内外でのイベント、出張などがなくなる一方で、コロナ対策等に係ります市長の庁内での執務というのが増えているという状況から、例年に比べまして、職員による送迎の日数というのが多くなってきております。

送迎には、おおむね1日1時間程度時間外が発生している状況から、今後の不足分として、今回増額をお願いするものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、秘書室の審査を終わります。

△文書法制室の審査

○委員長（中島由美子）次は、文書法制室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、文書法制室の審査を終わります。

ここで、休憩いたします。おおむね再開は、13時といたします。

~~~~~

午前11時55分休憩

~~~~~

午後0時59分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き会議を開きます。まず、給食センターの件で答弁を

頂きますので。

○教育部長（上大迫 修）すみません。先ほど屋久委員のほうから質問のありました給食センターの調理区域の面積について、整理ができましたので説明させていただきたいと思います。

○学校教育課長（玉利勝美）樋脇学校給食センターと入来学校給食センターの調理場面積についてお答えをいたします。

図面上の計算となりますけれども、樋脇学校給食センターで約305平米、入来学校給食センターは約273平米となっているところでございます。

○委員（屋久弘文）しつこいようですが、今、話をされたとおり、意外と建物の面積だけしか聞いてなかったんですけど、調理スペースの面積というのも大差もないので、大きいところに、冒頭で統合するんだという話もあったけど、ぜひ、さっきも、繰り返し言うようですが、建築費なんかもどれだけ改修費用が必要なのかとか、さっきは言わなかったんですけど、下処理のレーンなんかももう既に入来には2レーン整っているとか、そういうこともあるので、ちょっと相対的にもう少し考えてみたほうがいいのかと、考え直してみたいほうがいいのかと思いますので、しっかりと調理場、私も見に行こうかなと思っているんですけど、少し見てもらって、またしっかりと検討いただければと思います。これは要望です。

○委員長（中島由美子）要望ですので、また御検討のほどお願いします。

では、すみません、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時 1分休憩

~~~~~

午後1時50分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△財政課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（鬼塚雅之）それでは、補正予算について説明いたしますので、第10回補正の予算書を御準備ください。

まず、歳出について説明いたしますので、予算書22ページを御覧ください。

2款1項5目、事項、財産一般管理費において、決算に伴い繰越金が確定したことにより、法定積立てを行うため、財政調整基金積立金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、13ページを御覧ください。

16款2項1目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、同感染症の感染防止対策及び地域経済への支援等に係る事業の財源として、同交付金を増額するものであります。

15ページを御覧ください。

19款1項10目一般寄附金は、市外の方から市政発展に活用してほしいとのことで御寄附いただいたことから、同寄附金を計上するものであります。

16ページを御覧ください。

21款1項1目繰越金は、前年度繰越金を今回の補正財源として増額するものであります。

19ページを御覧ください。

23款1項5目農林水産業債では、排水機場等の農業施設整備に係る財源の農業施設整備事業債を増額するものであり、7目土木債では、市道本町矢立線整備事業に係る財源の道路整備事業債や河川施設維持補修事業に係る財源の河川整備事業債などをそれぞれ増額するとともに、橋梁改修事業に係る財源橋梁整備事業債や都市公園等整備に係る財源の公園整備事業債などをそれぞれ減額するものであり、8目消防債では、消防団施設整備事業等に係る財源の消防防災施設整備事業債を増額するものであります。

20ページ、9目教育債では、川内小学校及び上手小学校の屋内運動場トイレ改修事業に係る財源の教育施設整備事業債を増額するものであり、10目災害復旧債では、災害復旧に係る財源の現年公共災害復旧事業債や現年単独災害復旧事業債等を増額するものであります。

次に、8ページを御覧ください。

第4表地方債補正について説明いたします。

追加の事業は、過年単独災害復旧事業において、限度額、起債の方法等を設定し、変更の11事業は、農業施設整備事業、橋梁整備事業、現年公共災害復旧事業等の限度額をそれぞれ増減調整するものであります。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、財政課の審査を終わります。

---

△財産活用推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、財産活用推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）それでは、議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○財産活用推進課長（奥平幸己）それでは、総務文教委員会資料3ページをお開きください。

まず、1番目の下甌支所の移転（仮設）についてでございます。

下甌支所の整備方針、1でございますが、ここ、結論、書いてございますけれども、庁内での検討の結果、下甌支所について、旧庁舎の教育棟、これは裏側にあります鉄骨でございますが、2階建てでございます。これを会議室等として利用を継続しながら、事務室、旧庁舎図書室を含んでおりまして、200平米から250平米程度と考えて

おりますが、これを、初期投資のかからないリース方式で仮移転・整備することとし、変電設備等の移設費が要らないように旧庁舎は残すことといたします。

進め方としましては、今後、地域への説明を行い、理解を得た上で進めていくこととしたいと思っております。

この結論に至った理由等を、2番目の経過及び方針（案）でございます。

まず、下甌支所につきましては、平成29年度に行いました劣化度調査によりまして、早急な移転が必要との結果が出ておりました。

2番でございます。公共施設再配置計画、これは、甌島地域一体化方針を主としておりますが、これにより下甌支所と下甌歯科診療所の下甌国民健康保険健康管理センターへの移設についてということで、検討を進めてまいりましたが、それらの検討の結果、関連経費等も含めて、事業費が多額となりましたことから、令和3年度からの鹿島支所の改修などにより、甌島地域への他の大型投資が非常にこう厳しい状況となってまいりました。

このようなことから、早急に移転が必要とされている下甌支所の移転を優先することとしたものでございます。

なお、支所の将来的な整備につきましては、本格的な整備でございますが、公共施設総合管理計画に沿った計画を進めることとなっております、ほかの公共施設の集約を検討していく必要がございます。

3の今後の進め方・スケジュールでございます。

本日、説明の後、10月以降に地域への説明を行い、意見等を伺いたいと思っております。その結果につきましては、また、12月議会で報告をさせていただきたいと思います。

工事は、令和4年度を予定して、仮庁舎での業務開始を令和5年4月1日という目標を定めて、進めていきたいと考えております。

なお、今後の協議、整備計画の検討によりまして、内容やスケジュール等変更する場合がございます。

4のその他でございますが、参考として、甌島地域一体化方針を出しておりますが、下甌支所については、手打に置くとしておりますので、方針の変更はしないこととしております。

次に、4ページでございます。仮設庁舎の配置案を記載しております。

予定しております敷地は、支所の裏の旧公民館の跡地で、現在、駐車場として利用しております。

なお、本庁舎配置案、この配置案につきましても、今後の協議等により変更する場合がございます。

以上が、下甌の支所の移転についてでございます。

次に、2番目の遊休公共施設等の利活用状況については、掲載のとおりでございますが、東郷中学校の事業者につきまして、8月末で社名変更をされているということでございます。

次に、3番の旧駐在所、3件の売却についてでございます。

売却予定スケジュール等を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、財産活用推進課の審査を終わります。

---

#### △税務課・収納課の審査

○委員長（中島由美子）次は、税務課及び収納課の審査に入ります。

---

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○税務課長（佐多誠一）まず、歳出に係る補正について御説明いたします。

補正予算に関する説明書25ページをお開きください。

2款2項1目税務総務費の減額は、4月の人事異動に伴う職員給与費の補正のほか、新型コロナウイルス感染症への感染防止を図るため、職員研修等への参加を見合わせたものに係る旅費等の減額でございます。

2款2項2目賦課徴収費の減額は、相続人調査

業務専門員の1名増員に伴う費用弁償の補正のほか、市民税・県民税並びに軽自動車税の納税通知書作成等業務委託の2件の委託業務完了に伴う執行残を減額するものでございます。

次に、歳入に係る補正について御説明いたします。

予算に関する説明書11ページをお開きください。

1款2項固定資産税2目国有資産等所在市町村交付金は、実績による増額でございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後2時4分休憩

~~~~~

午後2時7分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）ここで、本会議に戻します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、税務課及び収納課の審査を終わります。

---

#### △契約検査課の審査

○委員長（中島由美子）次は、契約検査課の審査に入ります。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務

全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川添公貴）ちょっとお聞きしますが、完成検査をするときに、現地でテントを張って検査をされますよね。そのとき、大体所要時間はどれぐらいかかるんですかね。遠回りに聞くのも何なんで、現地の暑い中で、書類の検査だけでも2時間、テントの中にかかる。検査はされるのは正しいことだとは思いますが、前もってメールでとか、そういうので、書類の部分についてはできないのかというような話。

現地検査について、大分、昔、私も1回立ち会ったことあるんですけど、全然変わってないなと思ったんです、その話を聞いて。どのようにされているのか。

○契約検査課長（園田克朗）完済検査の状況のお話、御質問だったと思います。

できるだけ、まず、テントではなくて室内、事務所とか、そういうようなところで書類検査ですね、やるような形でやっているところがございます。

それから、時間につきましても、できるだけ工事検査の簡素化というようなのも取り組んでおりまして、今現在では、長くて1時間程度で実施するようなことで検査をやっているというような状況でございます。

○委員（川添公貴）分かりました。

先週、ある人から書類審査だけで2時間かかって、ほんで、それから設計書と現地をこう確認するわけですけど、その設計書とその施工状況を確認するのはいいんですけど、その2時間も無駄じゃってという話を聞いた、今、そんなら、もう一回、確認します。言われた方に。時間が3倍違うんで、その1時間が正しければ。絶対間違いないですよ。もう一回、確認させてください。

○契約検査課長（園田克朗）申し訳ございません。審査のほうの1時間というのは、書類審査の事務所のほうで、現場はまたそこに依じての検査だということです。申し訳ございませんでした。

○委員（川添公貴）それはもう、おっしゃったことは正しいだろうと思うんで、ここでギャップが1時間あるんで、どっちが正しいかどうか、私も確認します。必ず確認します。

○契約検査課長（園田克朗）1点、よろしいでしょうか。基本的な、一般的な時間を言ってお

りますので、状況によりましては、変わることもあるかもしれませんので、その点は、どの工事であるかも今の時点で、ちょっと分かりませんので、その点は御理解いただきたいと思います。

○総務部長（田代健一）御質問、御指摘の部分というのは、工事検査に係る所要時間の短縮ということでございまして、今、課長のほうから答弁がございましたのは、一般的な時間で申し上げている部分で、もしかすると、そういった時間がかかるような現場があったかもしれませんので、そこについては当局の側でも再度、近々、検査をした現場についての状況を把握させていただきまして、長時間にわたるものがございましたら、本当にそれだけの時間がかかるのかも含めて、時間短縮について内部でも再度検討させていただきたいと思います。

○委員（川添公貴）時間、ずれがあったので、それ以上、話ししなかったんです。

結論として、検査は検査で正しいんで、いいんだけど、前、その、リモートでできないかとかおっしゃったのは、事前にリモート等でできないのか、それから短縮はできないのか。

それで、検査を受ける立場とすれば、お役所から来られる1時間、2時間前から準備をするわけですよね、やっぱり。だから、そういう手間を省くことができないのかどうかということをおっしゃったんです。そのときに、2時間、書類審査でもあるということだったんで、その2時間の部分については確認しますが、要望はこの3点です。なるべく簡素化してほしい。簡素化というか、きちっと調べんといかんとですよ。手を抜くということじゃなくて、そういう、時間的にリモートとか、そういうのを使ってやってほしいということでした。

そういうことでしたので、よろしくお願いします。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査課の審査を終わります。

---

△防災安全課の審査

○委員長（中島由美子）次は、防災安全課の

審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○防災安全課長（堂元光信）それでは、委員会資料の5ページをお開きください。

土砂災害警戒区域内等の世帯調査についての報告でございます。

1、調査の目的でございますが、今年の7月に、静岡県熱海市で発生しました土石流災害を受けまして、緊急に本市内の土砂災害警戒区域内等にある世帯の調査を報告いたします。

なお、本調査に当たっては、避難所の要員、詰所要員を中心に、自治会長との確認、報告をしてございます。

2番目、調査期間でございます。

令和3年7月9日から令和3年8月6日まで、詰所の要員による調査を行ったところでございます。

3、土砂災害警戒区域の種別と調査対象についてでございますが、この警戒区域等につきましては、この一番下の米印のところに書いてございますが、鹿児島県がこの区域を指定するものでございまして、本年の7月9日時点の地域を対象としてございます。

（4）合計ですが、土砂災害警戒区域、これ、いわゆるイエローゾーンと呼ばれているところでございますが、2,781か所、それから土砂災害特別警戒区域、こちらはレッドゾーンと言われておりますが、2,128か所ございます。こちらが対象地域となっております。

4番目、調査の結果でございます。

（1）土砂災害警戒区域、イエローゾーンにかかっている世帯でございますが、5,142世帯9,323名、（2）土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンでございますが、2,440世帯4,265人、合計で7,582世帯1万3,588人が調査の結果、対象となっていてございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）去年、今年は大変雨が多くて、大変なことでした。まず敬意を表します。

1点、薩摩川内市の防災アプリがありますよね。非常に、何やっけ、防災ホームページ。

○防災安全課長（堂元光信）はい。

○委員（新原春二）ありますよね。非常に便利に使わせてもらって、各地の雨量がもう即座に分かるということで、非常に、そういう面では非常にありがたいなと思っています。

そこで、前から言っています、県が設置をしている河川の防災カメラ、ありますよね。薩摩川内市でいえば、平佐の草原のあの橋のところにあるけど、今回、ついた勝目の佛生橋のあそこにあります。非常にこれも便利で、いつも雨が降ったら、確認をしているんですけども、水位の関係、本当にもうリアルタイムに分かる、非常に貴重なものだと思うんですけど、この県の2か所のカメラを、薩摩川内市の防災ホームページに掲載ができないのかな、県との関係もありますから、これがあると、もう薩摩川内市のホームページで一括、即見れるんですけど、県に行けば、県のホームページを開いて、ずっと来て、河川のところを押したら出てくるんですけど、非常に面倒くさいもんですから、もう今の現代の中でセットができれば、薩摩川内市のホームページの、防災のアプリを開ければ、それがさっと出てくるということもありますので、そこら辺の研究をぜひして、できたらホームページに載せていただきたいということを要望しておきますが、それについて、できるかできないか、即答はできないと思いますけど、どんな感じですか。

○防災安全課長（堂元光信）鹿児島県の、そういう防災のサイトの情報共有化の件ですけども、まず、今現在ですけども、鹿児島県の情報は鹿児島県河川砂防情報システムというサイトになっておりまして、そちらは本市のホームページにもリンクをしてございますので、本市の雨量を見ながら、河川、鹿児島県のを押して、ちょっと一手間かかりますけれども、押してもらってカメラを見る。ただ、おっしゃるとおり、操作的には、県内全域でございまして、平佐川、隈之城川にたどり着くまでは操作が必要という認識をしてございます。

今のところの対応としては、そこまでです。た

だ、おっしゃるとおり、市民の方々は市内の情報、土砂にしても河川にしてもカメラにしても雨量にしても、市内の情報だけでいいんだという声も聞いておりますので、そちらも引き続き勉強、研究をしているところでございます。

**○危機管理監（佐多孝一）** ちょっと補足ですけども、今、市の公式アカウントLINEがあるんですけども、こちらのほうに防災情報が具体的に表示されるようになっております。

例えば、避難所の情報、雨量の情報、河川の水位、大雨の情報、防災マップがLINEのほうで確認できます。

ただ、今、河川の水位につきましては、項目があるんですけども、それを開くことによって県の情報に入っていきますので、その中で、今言われた川内の平佐川とか、そういったのをちょっと検索するという手間もありますけども、一応、公式LINEの中で項目にはうたってありますので、そちらのほうも御確認していただければと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員（徳永武次）** 1点だけ。防災会議をして避難勧告を出すときに、レベル4とかレベル5、ありますよね。

そうしますと、当然、防災がされるときは各部署、例えば、教育委員会とか子育て支援課とか、みんな一緒に会議をされると思うんですけど、例えば、学校は休業にすると、保育園は休業にしないとか、いろんな、様々な状況判断が起こりますよね。

これを統一、例えば、レベル5であれば、もう全てがそういうふうな状況に、学校、保育園も一緒に取扱いにするとか、そういう決め事はないんですか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 避難のレベルに応じて、それぞれの学校の休校、登校時間の延期、延長とか、いろんな施設の開館等の基準は明確に定めておりません。

理由につきましては、災害のその状況がある特定の地域だけ、例えば、一番明確なのは本土と甌で判断は分かれることはできますが、雨についても、川北・川南で分けられる可能性もございますし、高潮についても海岸沿いだけでいいというようなものもありますので、そのために災害対策本部会議、それから警戒本部会議で、それぞれの対策

部から、どのような対応をするかというのを持ってきて、本部会議等で方針を決めているところでございます。

**○委員（徳永武次）** ということは、対策会議にはそれぞれの部署、課が情報を持ち寄って、そこで判断するということですか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 御指摘のとおりでございます。

**○委員（徳永武次）** 雨量、雨の場合は大体そういうふうに地域によって随分違うんですけど、台風なんかの場合はやはりそれに捉われないところがあるんじゃないかですか。

**○防災安全課長（堂元光信）** 台風につきましても、距離的にいえば、甌と本土は別な判断もできる可能性はございますし、今度、今、台風14号も、我々、情報収集に入っておりますが、そちらも、議員おっしゃるとおり、統一的な対応にならざるを得ない場合が多いですので、そちらも当然、災害対策本部会議の中で決定をしていきます。

**○委員長（中島由美子）** ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、防災安全課の審査を終わります。

---

△原子力安全対策室の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、原子力安全対策室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、原子力安全対策室の審査を終わります。

---

△選挙管理委員会事務局の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（坂元久徳）予算に関する説明書の27ページをお開きください。

歳出予算、2款4項1目選挙管理委員会費で、これは、今年4月の人事異動に伴い、給与、職員手当、共済費の補正額を計上したものです。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、質疑はないと認めます。

以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

△会計課の審査

○委員長（中島由美子）次は、会計課の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、会計課の審査を終わります。

△監査事務局・公平委員会事務局の審査

○委員長（中島由美子）次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（茶圓勝久）それでは、補正予算につきまして説明申し上げますので、予算に関する説明書の29ページをお開きください。

2款6項1目監査員費、事項、監査員費につきまして、14万2,000円の増額をお願いしております。

これは、昇給に伴います給料と新規扶養による扶養手当、期末手当の職員手当と共済費の増減によるものでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

ここで、休憩をしたいと思います。再開は、おおむね2時45分とします。

~~~~~

午後2時30分休憩

~~~~~

午後2時43分開議

~~~~~

○委員長（中島由美子）休憩前に引き続き、会議を開きます。

△企画政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、企画政策課の審査に入ります。

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）それでは、第10回補正予算について説明いたします。

まず、歳出について、予算に関する説明書22ページになります。

2款1項6目企画費の説明欄下から4行目、甕島地域振興費は、離島甲子園の中止による減額補正でございます。

次のページ、説明欄上から2行目、土地対策費は、会計年度任用職員の報酬などを計上するものでございます。

同じく8行目、地域移定住促進事業費は、今年度申請要望のあった地域移定住促進補助金1件分を追加で計上するものでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

2款5項1目統計調査総務費の説明欄1行目の一般管理事務費については、統計調査に関わる職員の人件費の調整分でございます。

その下、2目基幹統計調査費、説明欄5行目の基幹統計調査費は、経済センサスにおける調査員の報酬等の調整分でございます。

次に、歳入になります。14ページにお戻りください。

17款2項1目総務費補助金の1節総務管理費補助金は、説明欄の一番上の行、土地利用規制等対策費交付金であり、国土利用計画法に基づく土地売買届出に係る事務交付金の確定によるものでございまして、先ほど説明しました歳出と関連してございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

22款5項4目雑入の1節雑入は、離島甲子園の中止に伴う県離島振興協議会からの助成金の減額でございまして、先ほど説明しました歳出と関

連しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第93号 薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を定めるについて

○委員長（中島由美子）次は、議案第93号薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を定めるについてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（上戸理志）それでは、議会資料を御準備ください。

議会資料第93号の薩摩川内市過疎地域持続的発展計画を定めるについてでございまして、6月の総務文教委員会でも経過を説明させていただいておりますが、県との正式協議が整いましたので、同意を得ましたので、今議会に提案するものでございます。

大きな3番のちょうど中段になります。議案の概要、こちらを御覧ください。

令和3年度から令和7年度までの5年間の計画となっております。表の中、1番、移住定住地域間交流の促進、人材育成、2番、産業の振興、3番、地域における情報化など、全12項目の計画でございます。

主な事業につきまして、表の下の方に書いてございます。定住促進補助事業、創業支援事業、光ファイバーケーブル維持管理事業、六次産業化推進事業などでございます。

なお、計画本体につきましては、案につきまして、議案に添付してございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（屋久弘文）今の概要の説明は受けましたが、計画がまだ案になっているんですけど、今、

お願いしようと思っていることはまだ反映される  
と思っていいんでしょうか、内容によっては。

**○企画政策課長（上戸理志）** 今回、議決案件  
ということで出しました大項目等については、県  
との協議等整っておりますので、さらにまたその  
部分が変更になれば、検討の再協議が必要になり  
ます。それ以外のものについては、軽微な変更と  
いうことで対応可能でございます。

**○委員（屋久弘文）** 軽微な変更だと思いますの  
で、ちょっと説明をさせてもらいます。

計画書の62ページを、おととい渡されました  
けど、一通り読んでみました、89ページ。

62ページの上の欄の中のちょうど真ん中辺り、  
特定診療科巡回診療事業の中に、具体的な事業内  
容の中で、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科について、  
本土の専門医が来島して診察をするものという表  
現がありますが、ここに産婦人科医を加えてもら  
えないかというお願いです。

島内でも、婦人科系の疾患の方もいらっしゃる  
し、妊婦においても妊娠すれば、本土地域にある  
病院に健診なんかで来ないといけない、そういつ  
た、大変だという声もありますので、できれば巡  
回の中に、産婦人科関係を入れ込んでもらいたい  
など。

聞くところによると、転勤族の方々なんですよ  
うけど、甑に在る間は妊娠を控えているとかとい  
う話も聞かないこともないので、そこら辺りを考  
慮して、産婦人科というところも入れ込んでもら  
えればなというのが、一点要望ですが、どうでし  
ょうか。

**○企画政策課長（上戸理志）** この計画策定に  
おいて、関係課、ここの部分であれば、市民福祉  
部、市民健康課等含めて協議をしておりますので、  
そちらの意見等も踏まえて、また、さらには県と  
の意見交換等出てきますので、そちらについては  
検討させていただきたいと考えております。

**○委員（屋久弘文）** 全体的な話になるかと思  
いますが、今の新過疎法の計画の説明を受けました。  
本年度からこのほかに、甑島地域に関して言わ  
せてもらえば、辺地計画、今年から5年間の辺地計  
画というものもあるんじゃないかと思います。

それに加えて、甑島は特定有人国境離島とい  
うことで、各省庁関係の補助金、交付金のメニュー  
もたくさんあるんだと私も思っていますし、今年

の当初予算を見たときも、ちょっと甑島に特化し  
たような事業が私的には目立ったなというふう  
に思っているところで、こういった辺地対策事業と  
か過疎対策事業は地方債も使えるのでいい制度な  
んですが、これらの制度を活用して、甑島地域の  
振興を図るなどとは言いませんし、それを否定する  
ものでもないんですけれども、本市にはほかにも  
旧の4町があったり、川内地域があったりするの  
で、市の一番大事な最終目標というのは、市域の  
均衡ある発展だろうと思います。

そういったことを考慮をすれば、地域に偏りの  
ない、バランスの取れた施策の展開をせないかん  
のじゃないかというふうに思っているところでご  
ざいます。

繰り返しますが、甑にこういった事業を投入  
することを否定することではなくて、それはそれ  
として、あと4町地域、旧川内地域なんかにもバ  
ランスの取れた事業展開をお願いしたいというふ  
うに思います。何か御意見等あれば。

**○企画政策課長（上戸理志）** 今回のこの持続  
的発展計画、こちらをしっかりと遂行することによ  
って、今、委員からもありました、均衡ある発展、  
こちらを目指していきたいと考えております。

**○委員長（中島由美子）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 質疑は尽きたと認め  
ます。

これより、討論、採決を行います。討論はあり  
ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 討論はないと認めま  
す。

これより採決を行います。本案を原案のとおり  
可決すべきものと認めることに御異議ありません  
か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（中島由美子）** 御異議なしと認めま  
す。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの  
と決定しました。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 次に、所管事務調査  
を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

---

△行政改革推進課の審査

○委員長（中島由美子）次は、行政改革推進課の審査に入ります。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）議案はありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、行政改革推進課の審査を終わります。

---

△地域政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、地域政策課の審査に入ります。

---

△議案第73号 財産の無償貸付について

○委員長（中島由美子）まず、議案第73号財産の無償貸付についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）議案つづりその1の73—1ページを御覧ください。

貸付けする財産につきましては、1に記載のとおり、下甕町片野浦の土地2筆及びバンガロー等の建物5棟で、旧片野浦キャンプ場でございます。

貸付けの相手方は、下甕町子岳地区コミュニティ協議会、貸付けの条件は、この借りた土地・建物を子岳地区の地域活性化につながると認められる用途及びこれに付随するサービスを提供する施設として使用することとし、同協議会におかれましては、ここにバンガローを利用したカフェを開設し、子岳地区の観光資源である「みっちり草原」を訪れる観光客への軽食の提供や地区の特産品の販売を行う計画であります。

貸付けの期間につきましては、議決をいただいた後、令和3年10月1日から令和8年3月31日まででございます。

また、次のページに参考といたしまして、土地及び建物の概要、さらに、その次のページには位置図、そして次のページに地籍図を添付してございますので、御参照いただきたいと思います。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

これより、討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）次に、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○地域政策課長（下藺伸一）歳出について説明をいたしますので、第10回補正、予算に関する説明書の24ページを御覧ください。

2款1項15目コミュニティセンター管理費の321万5,000円、これにつきましては、地区コミュニティセンターにおける新型コロナウイルスの感染症対策を強化するため、予算の概要の4ページを御覧ください。記載のとおり、不織布マスク、消毒液、非接触型の体温計などを配備するものであり、消耗品費の増額でございます。

なお、事業費321万5,000円のうち、80%の257万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金を財源としております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、地域政策課の審査を終わります。

---

#### △ひとみらい政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、ひとみらい政策課の審査に入ります。

---

#### △議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）予算に関する説明書の23ページをお開きください。

2款1項6目企画費、説明欄の上から二つ目の丸、事項、男女共同参画政策費100万円の増額で、その内容は、寄り添いサポート事業に係るものでございます。

それでは、寄り添いサポート事業の概要について御説明いたしますので、総務文教委員会企画政策部資料の1ページをお開きください。

同事業の概要等につきましては、本会議の大井議員の一般質問の中でもお答えさせていただいておりますので簡潔に説明させていただきます。

概要及び事業費については、記載のとおりでございます。

配布場所につきましては、SSプラザせんだいの男女共同参画センターのほか、学生や一般の

利用者も多い中央図書館及び樋脇・入来分館、様々な生活支援・福祉活動を行っている薩摩川内市社会福祉協議会本所及び6支所の計11か所を予定しております。

なお、配布状況を見て、追加・変更していく考えてでございます。

配布対象者は、記載のとおりで、配布方法につきましては、プライバシーに配慮して対応するとともに、支援につながるよう相談窓口を記載したチラシも添えて配布いたします。

また、チラシに貼り付けたQRコードからウェブアンケートを実施し、実態把握を行いたいと考えております。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森永靖子）配布方法の原則、女性職員が対応するとありますね。男女共同参画室なので、どうして男性、女性職員が対応するのかなと思いました。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）一応、配布対象者が窓口に来られるのが女性を想定しておりますので、もらいに来る方の、そういった窓口に来たときの、そういったことを考慮しまして、女性職員のほうが窓口に来られる方も安心ではないかということで、一応、原則、女性職員という形でさせていただいております。

○委員（森永靖子）「原則」と入れなくてもいいんじゃないんですか。店ではいろんなお店で買うと、男性の店員さんとか、男性の方がいろいろ売ってくれるので、別にこのSSプラザで原則、女性職員が対応するってわざわざしなくてもいいんじゃないのかなっていうふうに思います。

○ひとみらい政策課長（入枝哲也）この後、配布をする際に、併せて、その相談とか、そういった分についても、つなげていきたいと思っておりますので、そういったところを考えますと、確かに、男性職員というのもあるんですけども、同性のほうが話しやすいとか、そういったことがあるのではないかと考えておりますので。

ただ、この配布方法は、女性職員だけではなく、その場に男性がおりましたら男性職員も対応しますけども、そういった形で対応させていただければと思って、記載したところでございます。

○委員長（中島由美子）ほかにありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、ひとみらい政策課の審査を終わります。

---

△情報政策課の審査

○委員長（中島由美子）次は、情報政策課の審査に入ります。

---

△議案第83号 令和3年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（中島由美子）まず、審査を一時中止しておりました議案第83号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏）予算に関する説明書23ページをお開きください。

2款1項7目情報管理費における歳出補正予算額は、地域情報化推進事業費を685万8,000円増額するものでございます。

その内訳は工事請負費568万5,000円、備品購入費117万3,000円の増額でございます。

詳細は総務文教委員会資料により説明いたしますので、委員会資料の2ページをお開きください。

1の光ファイバー管理運営事業について、  
（1）の目的については、本土地域及び甕島地域の公共光ファイバーを共架している九州電力やN T T西日本所管の電柱更新工事に伴い、移設工事を行うものでございます。

（2）事業概要について、今回、当初見込んでいなかった道路拡張工事や電柱の老朽化等に伴う工事の連絡を受け、本市光ファイバーを移設する

必要が生じたため、不足する工事請負費を、  
（3）の補正予算額に記載のとおり増額するものでございます。

次に、2のWeb会議システム導入事業について、（1）の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種研修会や協議がオンライン形式により開催されることが多くなったことから、利便性の向上を図るため、Web会議システムを増設するものでございます。

（2）事業概要につきましては、Web会議システムの機器購入と会議室へのLAN配線工事を行うものでございます。

補正予算額と機器構成は（3）と（4）に記載のとおりでございます。

○委員長（中島由美子）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（中島由美子）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○情報政策課長（福元昭宏）それでは、委員会資料の3ページをお開きください。

1の高度無線環境整備推進事業の進捗状況について、9月時点での進捗状況を報告するものです。

進捗のあったところは、整備状況のイ、川内地域の工事進捗状況が31%から81%と進み、利用提供も8月から順次提供中ということで、各家庭への工事も進んでいると聞いております。

甕島地域につきましては、整備状況が工事着手から工事中に進んでおります。

現在、予定どおり整備が進んでおりますが、順次提供中という状況であり、場所によっては申込みから各家庭への工事に時間を要するところもあるかと思われます。

次に、4ページをお開きください。

2のデジタル活用支援推進事業の実施について。

まずは、この事業の基となる、（1）の自治体DX推進計画の概要について説明します。

昨年１２月、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が閣議決定され、目指すべきビジョンが示され、実現のためには、自治体の役割は極めて重要であるとして、自治体DX推進計画が示されております。

この計画の中で、自治体に取り組むべき重点取組事項６項目と重点取組事項と併せて取り組むべき事項として、２項目、一つが地域社会のデジタル化、二つ目がデジタルデバйд対策が挙げられております。

この取組として、総務省が費用助成し、デジタル活用に係る必要な能力または機会といった格差を是正することを目的として実施するものでございます。

実施事業者につきましては、（３）に記載の２社でございます。

県内ではほかの事業者も参加し、５市２町で実施されます。また、二つの事業者が同一市町村で実施するのは、九州管内では本市のみでございます。

本市の役割としましては、事業者と連携し、公共施設の提供等や広報活動を行うものでございます。

（４）の事業内容につきましては、２コース、基本講座と応用講座、各コース１回１時間程度、１５人から２０人程度の人数で開催を予定しています。

受講希望者は、基本・応用講座の２コースもしくはどちらか１コースといった、希望に合わせて受講することができます。

（５）の申込期間及び実施時期につきましては、１０月から来年２月までを計画しておりますが、現在調整を行っている状況でございます。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、情報政策課の審査を終わります。

---

△広報室の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、広報室の審査に入ります。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** 議案がありませんので、所管事務調査を行います。

また、当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、広報室の審査を終わります。

---

△議事調査課の審査

**○委員長（中島由美子）** 次は、議事調査課の審査に入ります。

---

△議案第８３号 令和３年度薩摩川内市一般会計補正予算

**○委員長（中島由美子）** まず、審査を一時中止しておりました議案第８３号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

**○議事調査課長（川畑 央）** 予算書の２１ページをお開きください。

１款１項１目議会費について、７３万７、０００円の減額をお願いするものでございます。

補正の主な理由としましては、４月１日付の人事異動によるものです。

**○委員長（中島由美子）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（中島由美子）** 質疑はないと認めます。

以上で、議案第８３号令和３年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたが、文化課の分が附帯決議をつけるということでしたので、今回は採決はまだ行いません。よろしく願いいたします。

---

△所管事務調査

**○委員長（中島由美子）** では次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより

所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）質疑はないと認めます。

以上で、議事調査課を終わります。

---

△発議 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○委員長（中島由美子）それでは、ここで意見書についてお諮りをいたします。

先ほど御協議いただきましたコロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、意見書をお願いします。

〔意見書案配付〕

○委員長（中島由美子）ただいま配付しました意見書（案）につきましては、朗読を省略いたしますが、よろしいですか。御確認ください。

それでは、この意見書（案）について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御意見はありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを終了いたします。

---

△延 会

○委員長（中島由美子）では、本日の委員会ではこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）御異議なしと認めます。

本日の委員会は、これで延会いたします。

次の委員会は14日10時でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中島由美子）では、もう一度言います。次の委員会は、14日午前10時から第3委員会室で開会いたします。

## 【卷末資料】

意見書案



## 発議第 2 号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

地方自治法第 9 9 条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 3 年 9 月 2 7 日提出

提出者 薩摩川内市議会  
総務文教委員会  
委員長 中 島 由 美 子

### 提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は、来年度においても、巨額の財政不足が避けられない厳しい状況に直面している。さらに、地方自治体では、コロナ禍の対応だけでなく、防災・減災、雇用確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題のほか、医療介護、子育てを始めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められることから、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処  
し地方税財源の充実を求める意見書  
(案)

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てを始めとした社会保障関係経費や公共施設の老

朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和 4 年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望します。

### 記

- 1 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2 0 2 1」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和 3 年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和 2 年度と同額とする負担調整措置については、令和 3 年度限りとする。
- 4 令和 3 年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 9 月 2 7 日

鹿児島県薩摩川内市議会

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣

---

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 中 島 由 美 子